

(別表1)

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：遠賀町地域防災計画)

当町の地域防災計画によると、台風が接近・上陸すると風害、水害等の大きな災害が発生するおそれがある。さらに梅雨期や秋雨期等福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線の活動が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。強風による建造物の倒壊や倒木、さらに激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させるおそれや、台風に伴う高潮が遠賀川、西川等を遡上するおそれがある。

また、一般的に降り始めから降水量が100mmを超えるときや1時間に30mmを超える激しい雨が降ると中小河川の増水や氾濫、低地への浸水等が発生し、家屋の浸水や交通障害等起こしやすくなる。

浸水の被害を受ける可能性のある地区は12.2k㎡、土砂災害が生じる恐れがある区域は、急傾斜地崩壊危険箇所・区域13箇所、山腹崩壊危険地区8箇所、土石流発生危険箇所が4箇所ある。

こうした地区は町内に点在しており、小規模店舗・事業所がその中に含まれている。

(地震・津波：地域防災計画、J-SHIS)

地震ハザードステーション(J-SHIS)の防災地図によると、震度5弱の以上の地震が今後30年間で80.5%以上の確率で発生すると言われている。西山断層や福知山断層の地震が発生した場合、平野部のほとんどが液状化危険度の高い地域とされている。また、津波により西川、吉原川に面した地盤の低い箇所で堤防の沈下・損壊による浸水が想定され面積で2ha、津波浸水深は一部で1m未満、大部分が0.3m未満である。なお、内閣府が公表した南海トラフの巨大地震の被害想定によるとそれに伴う津波は推計されていない。

(その他)

当町は、遠賀川の下流域に位置することから、集中豪雨等による水害が多く、中でも遠賀川及び西川等の河川氾濫による水害が広範囲に及んでいる。災害発生時期は6月から7月に集中している。

また、土地利用の変遷を見ると、農地等の構成比は減少しているものの、50%以上が自然的土地利用で占められている。このため、大雨や洪水による被害に関しては湛水能力が高く、農業被害が生じたとしても、家屋等への被害は受けにくくなっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得してお

らず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

(出展：令和元年商工会実態調査)

- ・ 商工業者等数 794人
- ・ 小規模事業者数 590人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
商工業者	建設業	184	136	町内全域に点在している。
	製造業	93	68	鬼津、若松、虫生津地区に多い。
	卸小売	115	85	松の本、今古賀、遠賀川地区に多い。
	飲食業	135	114	松の本、今古賀、遠賀川地区に多い。
	サービス業	220	150	松の本、今古賀、遠賀川地区に多い。
	その他	47	37	町内全域に点在している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 遠賀町地域防災計画（平成30年3月策定）
- ・ 遠賀町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年5月策定）
- ・ 防災マップ（ハザードマップ）の作成・配布（平成30年3月）
- ・ 防災訓練の実施、防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- ・ 事業者BCPに関する作成セミナーの広報（チラシ・HP・SNS）

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りとなっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知などが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業所に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年までに作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況を確認する。
- ・遠賀町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を年2回開催し、状況の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であるということはあるまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、遠賀町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に3回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

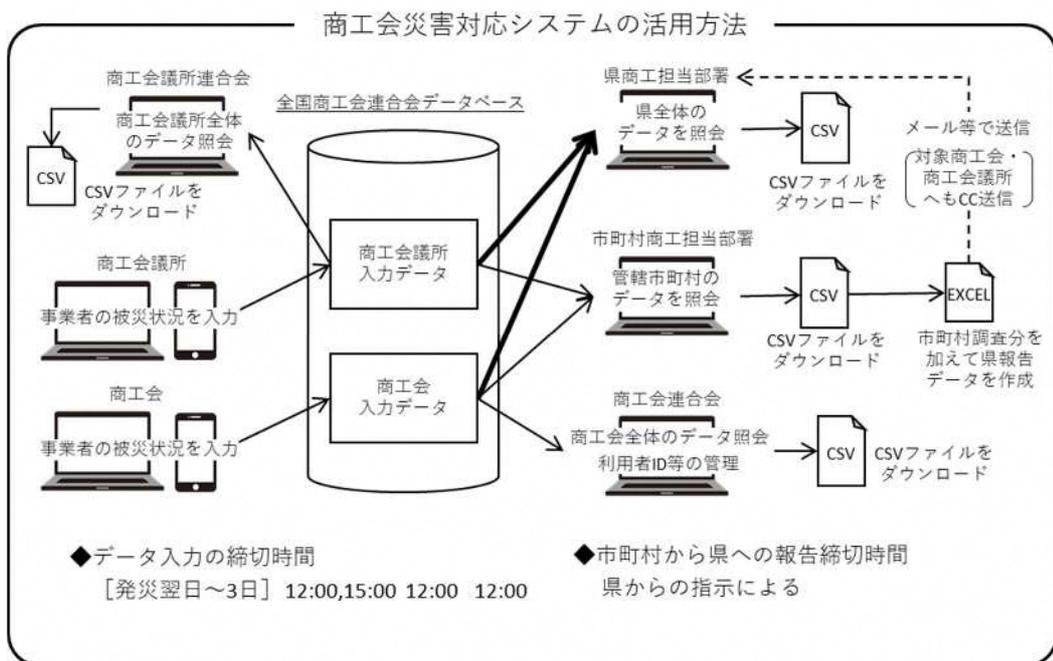
- ・当町で取りまとめた「遠賀町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における連絡体制>

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。

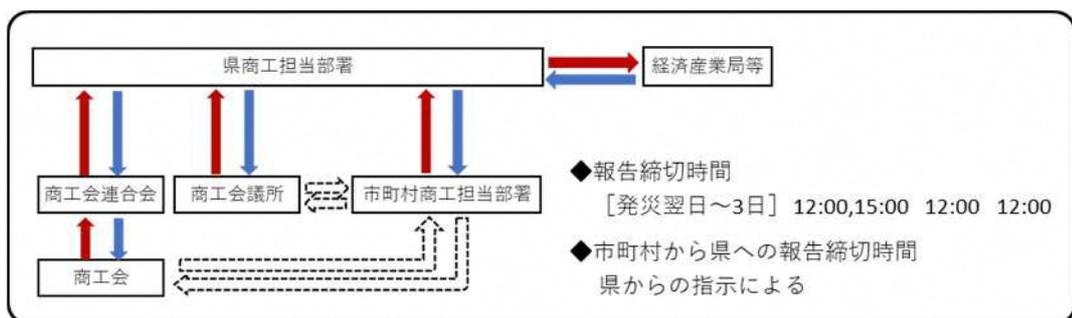
- ・ 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



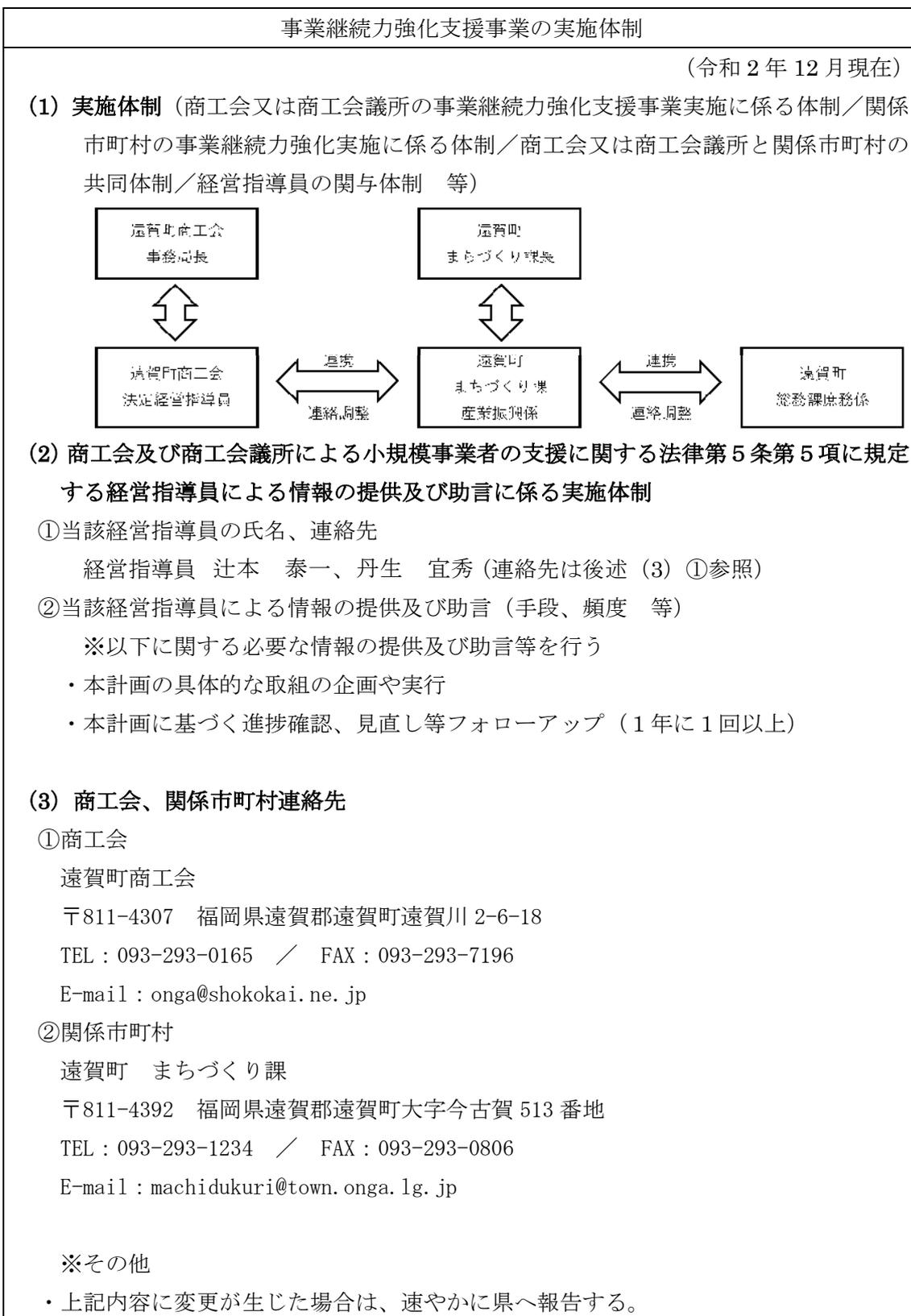
② システム不具合発生時

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、遠賀町補助金、福岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和広 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534
連携して実施する事業の内容
・小規模事業者に対する災害リスクの周知 (ハザードマップ web アプリ、損害保険見直し) ・BCP策定 (「BCPキットくん」によるBCP策定、BCPワークショップ・訓練セミナー)
連携して事業を実施する者の役割
・自然災害に関わる損害保険の見直し相談 ・BCPセミナー実施後の専門家・講師派遣の開催 ・BCP策定支援ツール「BCPキットくん」を使ったBCP策定支援
連携体制図等